



宮労発基 0423 第5号  
令和2年4月23日

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

宮城労働局長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく  
健康診断の実施等に係る対応について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、その感染防止対策に多大なる御尽力を頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）等に基づく対応につきまして、下記のとおり対応することとしたところです（別添「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）の6の間2及び間3参照」）。

つきましては、貴団体におかれましては、本件対応の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、その周知及び適切な対応に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 健康診断について

#### (1) 一般健康診断の実施に係る対応について

安衛法第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこと。

## (2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

次の特殊健康診断については、その実施が必要であり、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、次の規定に基づく健康診断の実施時期を延期して差し支えないこと。

### ① 安衛法第66条第2項を根拠とする

健康診断有機溶剤中毒予防規則第29条

鉛中毒予防規則第53条

四アルキル鉛中毒予防規則第22条

特定化学物質障害予防規則第39条及び第41条の2

高気圧作業安全衛生規則第38条

電離放射線障害防止規則第56条及び第56条の2

石綿障害予防規則第40条

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第20条

の規定に基づく健康診断

### ② 安衛法第66条第3項を根拠とする安衛則第48条の規定に基づく歯科医師による健康診断

### ③ じん肺法第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断

## 2 安全委員会等の開催に係る対応について

安衛法第17条から第19条までの規定に基づく安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと。

問合せ先	宮城労働局労働基準部健康安全課
電話	022-299-8839
担当	武田、早川